

申請日（西暦） 年月日

子育てのための施設等利用給付認定（変更）申請書
（法第30条の4第1号・第2号・第3号）

東京都北区教育委員会 殿

以下に該当する施設等について施設等利用給付認定を希望するので、子ども・子育て支援法第30条の5第1項又は法第30条の8第1項の規定に基づき、次のとおり施設等利用給付に係る認定を申請します。

<input type="checkbox"/>	幼稚園（子どものための教育・保育給付の対象ではない私立幼稚園や国立大学付属幼稚園）、特別支援学校幼稚部に通園していますが、幼稚園や特別支援学校の預かり保育事業（※1）は利用しません。								
<input type="checkbox"/>	保護者の就労、その他の理由により、幼稚園・認定こども園・特別支援学校（預かり保育事業も利用する（※1））、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業を利用します。								
<input type="checkbox"/>	認可保育園に申込みをしたことがあり、現在幼稚園（子どものための教育・保育給付の対象ではない私立幼稚園や国立大学付属幼稚園）、特別支援学校、認可外保育施設に通っている方は左欄をチェックし、既に取得した支給認定証番号を下記へご記入ください。								
	<table border="1"> <tr> <td>認定種別</td> <td>支給認定証番号</td> <td>認定種別</td> <td>支給認定証番号</td> </tr> <tr> <td>第19条第1項第2号</td> <td></td> <td>第19条第1項第3号</td> <td></td> </tr> </table>	認定種別	支給認定証番号	認定種別	支給認定証番号	第19条第1項第2号		第19条第1項第3号	
認定種別	支給認定証番号	認定種別	支給認定証番号						
第19条第1項第2号		第19条第1項第3号							

※1. 預かり保育事業とは、幼稚園等が実施する預かり保育事業が、①平日、教育時間を含み提供時間数が8時間未満または②年間開所日数200日未満のいずれかの要件に該当する場合に利用可能な認可外保育施設を含みます。

住所 連絡先	北区										北区使用欄									
	自宅					-					-									
	父携帯					-					母携帯					-				

保護者	フリガナ		マイナンバー		保育を必要とする理由 ※該当する理由に✓してください。	
	氏名		生年月日			
	家庭状況 ※該当する状況に✓してください。					
	父			年 月 日		<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 看護・介護 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学・職業訓練 <input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> その他（ ）
		<input type="checkbox"/> 同居（住民票上同一住所） <input type="checkbox"/> 別居（住民票上別住所） <input type="checkbox"/> ひとり親				
	母			年 月 日		<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 看護・介護 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学・職業訓練 <input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> その他（ ）
<input type="checkbox"/> 同居（住民票上同一住所） <input type="checkbox"/> 別居（住民票上別住所） <input type="checkbox"/> ひとり親						

申請する 子ども	フリガナ		マイナンバー		認定希望日 ※該当するものに✓してください。	
	氏名		生年月日		<input type="checkbox"/>	年 月 1 日
			年 月 日		<input type="checkbox"/>	北区へ申請書到着日以降から希望

※月単位で利用する認可外保育施設等は最短で申請月の翌1日から

申請する子どもの在籍（予定）施設と利用するサービスを記入してください。

フリガナ 在籍（予定）施設名		施設所在地		利用サービスの種類	サービス利用開始日 （予定）
		〒 <input type="text"/>		<input type="checkbox"/> 預かり保育 <input type="checkbox"/> 既にサービス利用中 <input type="checkbox"/> 認可外 <input type="checkbox"/> 年 月 日	

※裏面も必ずご確認ください。

(裏)

以下は該当する方のみ記入してください。

現在在籍(予定)施設が無い方、または在籍(予定)施設と別の施設のサービスを利用する方 該当する 該当しない

施設名(フリガナ)	施設所在地	利用するサービスの種類
	〒 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="checkbox"/> 認可外 <input type="checkbox"/> 一時預かり/病児保育 <input type="checkbox"/> 子育て援助活動
	〒 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="checkbox"/> 認可外 <input type="checkbox"/> 一時預かり/病児保育 <input type="checkbox"/> 子育て援助活動

必ずお読みいただき、✓をしてください。署名欄にご署名をお願いいたします。

申請にあたって同意して頂く事項	1	子ども・子育て支援法第30条の3において準用する同法第16条の規定に基づき、施設等利用給付認定の審査及び申請者や同居親族の区市町村民税課税状況の確認に当たって、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることがあります。	
	2	申請にあたり提出したすべての書類の内容と区の保有する個人情報とを、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給その他施設における給食費の徴収に関する情報として必要と認められる場合に、北区教育委員会と利用施設(幼稚園・認定こども園・特別支援学校、認可外保育施設、一時預かり事業実施施設、病児保育事業実施施設、子育て援助活動支援事業実施施設)に提供することがあります。	
	3	施設等利用費は、市区町村が認めた場合は、申請者に代わり、利用する施設・事業者が受領する場合があります。	<input type="checkbox"/>
	4	認定事務が集中し審査等に日時を要するため、申請日に限らず、子ども・子育て支援法第30条の5第5項の規定に基づき、審査結果のお知らせを延期する場合があります。	
	5	申請内容が事実と相違した場合は、施設等利用認定を取り消すことがあります。	
	6	認定希望日現在で、子ども・子育て支援法第59条の2に規定する事業(企業主導型保育事業)の利用がある場合は、本認定の申請はできません。	
	※	この同意書は、子育てのための施設等利用認定通知書の有効期限まで、有効とします。	
書類について	7	前年や前々年の1月1日が現住所(東京都北区)と異なる場合は、その市区町村で発行される課税証明書等を提出してください。	<input type="checkbox"/>
	8	必要書類の提出漏れや追加書類の郵送時の郵送事故による未着について区は一切責任を負いません。	<input type="checkbox"/>
	9	保育を必要とすることを証明する書類については、証明年月日から3カ月以内のものをご提出ください。「就労証明書」について、記載不備のあるものは無効です。	<input type="checkbox"/>
	10	申請後、家庭状況(住所、家族構成、就労状況、保育状況等)が変わった場合、区へ届出をお願いします。提出がなく変更が判明した場合や申請内容と事実が異なる場合、給付を受けられない場合があります。	<input type="checkbox"/>
注意事項	11	区外へ転出した場合は、転出先の自治体で改めて「子育てのための施設等利用給付認定」の申請が必要です。	<input type="checkbox"/>
	12	【求職中の場合】 求職中の新2号・新3号認定期間は3カ月です。その間に就労先を決め、「就労証明書」を提出してください。期間内に提出が無い場合、それ以降の認定ができず、預かり保育料等に係る給付を受けられません。	<input type="checkbox"/>

上記事項について確認し、了承しました。

年 月 日

住 所 北区

保護者署名 父

保護者署名 母